

狩猟用ライフル銃等の所持許可に係る技能講習受講者支援補助金交付要綱

平成24年3月19日第201100180459号
一部改正 平成26年3月31日第201300202543号
一部改正 平成30年4月1日第201700294508号
一部改正 平成31年3月26日第201800356044号
鳥取県生活環境部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、狩猟用ライフル銃等の所持許可に係る技能講習受講者支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、狩猟又は有害鳥獣駆除を用途の目的としたライフル銃又はライフル銃及び散弾銃以外の猟銃（ハーフライフル）（以下「狩猟用ライフル銃等」という。）の所持許可に係る技能講習を受講する場合に必要な経費の一部を助成し、もって、受講者の負担を軽減し、狩猟用ライフル銃等を所持するための基礎的環境を確保することにより野生鳥獣の保護管理の推進と自然環境保全を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、県内に居住し、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条の規定に基づき狩猟用ライフル銃等の所持の許可を受け、ライフル射撃場において同法第5条の5第1項の規定に定める技能講習を受講し、鳥取県公安委員会から同法第5条の5第2項の規定に定める技能講習修了証明書の交付を受けた者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、1申請当たり5,000円とし、対象とする当該証明書に記載された技能講習修了の事実への補助は一回限りとする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、様式第1号によるものとする。

2 第1項の申請書の提出は、毎年3月10日までに住所地を管轄する緑豊かな自然課又は総合事務所に提出するものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、規則第18条第1項による額の確定と併せて行うこととし、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

(実績報告の時期等)

第6条 規則第17条第1項の規定による報告は、規則第5条の交付申請書の提出をもって、報告があったものとみなす。

(雑則)

第7条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年4月1日以降に実施される技能講習から適用する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行し、平成25年4月1日以降に実施される技能講習から適用する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行し、平成26年4月1日以降に実施される技能講習から適用する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行し、平成30年4月1日以降に実施される技能講習から適用する。

附 則

この改正は、平成31年3月26日から施行し、平成31年4月1日以降に実施される技能講習から適用する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 郵便番号
住 所
氏 名 印
電話番号

狩猟用ライフル銃等の所持許可に係る技能講習受講者支援補助金交付申請書兼振込依頼書

狩猟用ライフル銃等の所持許可に係る技能講習受講者支援補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。
なお、交付される補助金は、以下に記載する振込先に振込ください。

記

- 1 補助事業等の名称 狩猟用ライフル銃等の所持許可に係る技能講習受講者支援補助金
- 2 交付申請額 5,000円
- 3 対象事業の内容

受講年月日	年 月 日
受講場所	県 ライフル射撃場
受講銃種	ライフル銃 ライフル銃以外の猟銃 (ハープライフル) <small>※該当銃種に○印を記載すること。</small>
添付書類	技能講習修了証明書の写し

4 補助金の振込先

補助金 振込先	金融機関名			
	本店支店名			
	口座の種類	普通・当座	口座番号	
	口座名義人	フリガナ		
氏 名				

5 他の補助金の活用の有無（有・無）

活用する補助金名	事業内容	問い合わせ先

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。
※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

年 月 日

様

職 氏 名 印

狩猟用ライフル銃等の所持許可に係る技能講習受講者支援補助金交付決定及び交付額確定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった狩猟用ライフル銃等の所持許可に係る技能講習受講者支援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和平成32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項及び第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、及び交付額を確定したので、規則第8条第1項及び第18条第1項の規定により通知します。

記

- 1 対象事業
本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。
- 2 交付決定額等
本補助金の交付決定額は、次のとおりとする。
交付決定額 金 5,000円
- 3 交付額の確定
本補助金の確定額は、交付決定額のとおりとする。